

## 令和5年度 ものづくり企業デジタルシフト支援事業受託者募集要領

県では、製造現場のデジタル技術導入に知見を持つ専門家の現場診断により、効果的な改善ポイントを明確化した上で、県内ものづくり企業と、実用的なデジタル技術を有する県内 IT 企業等とのマッチングを推進し、製造業の生産性向上及び IT 企業等の実需の創出を図るため、「ものづくり企業デジタルシフト支援事業」を実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

### 1 実施内容

- (1) 製造現場へのデジタル技術導入による生産性向上に取り組む意欲のある企業 6 社（2 業種×3 社）に対する製造現場診断の実施、現場診断報告書の作成
- (2) 製造現場診断企業を含む県内ものづくり企業（10 社程度）と県内 IT 企業・自動機械メーカーとのマッチング支援
- (3) 現場診断により明確化した業種毎の改善ポイントや、県内ものづくり企業と IT 企業等とのマッチングによるデジタル技術の導入事例等を他企業へ普及啓発するための資料作成及びサポート（中小製造業の理解が進むよう工夫すること）

2 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日までの間

3 委託料 委託料の額は、7,278千円を限度とします。  
(消費税及び地方消費税を含む)

### 4 応募要件

製造現場のデジタル化について豊富な知識・経験を有する事業者で、委託事業を的確に遂行できると認められるもの。

### 5 留意事項

- (1) 県や産業支援機関等が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。
- (2) 事業の実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 参加企業と円滑なコミュニケーションをとれる連携体制の構築に努め、ミスコミュニケーションが発生しないように綿密に報告、連絡、相談を行うこと。
- (4) 参加企業のデジタルシフト状況、マッチング状況等の経過把握に努めること。

### 6 提出書類

- (1) 令和5年度ものづくり企業デジタルシフト支援事業企画書（別紙様式）  
提出部数は、企画書は1部。  
ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は4部。
- (2) 定款等、直近の決算書・事業報告書 各1部。

**7 提出期限** 令和5年4月14日（金）午後5時必着

**8 実施予定団体の選定**

(1) 令和5年度ものづくり企業デジタルシフト支援事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。

なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。

(2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果についての異議申し立ては認めません。

**9 問合せ及び提出先**

愛媛県経済労働部 産業政策課 スゴ技グループ

〒790 - 8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2259